

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども 子育て支援事業に係る量の見込みと 確保の方策

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

1 新制度における事業の概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

(1) 施設の概要

認可保育所	保護者の労働や疾病などの事由により保育の必要な0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。	
幼稚園	3歳から就学前の子どもに適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。通常の就園時間の利用のほか、預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）を利用することができます。	
認定こども園	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。	
地域型 保育事業	小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
	家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者*の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
	事業所内保育事業	事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
	居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合に、乳幼児の居宅において家庭的保育者*による保育を行う事業です。

*家庭的保育者…町長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として町長が適当と認めるもの。

(2) 教育・保育事業の新制度への流れ

新制度では、都市部を中心に保育所待機児童が存在するため、保育の量的拡大・確保に取り組みます。

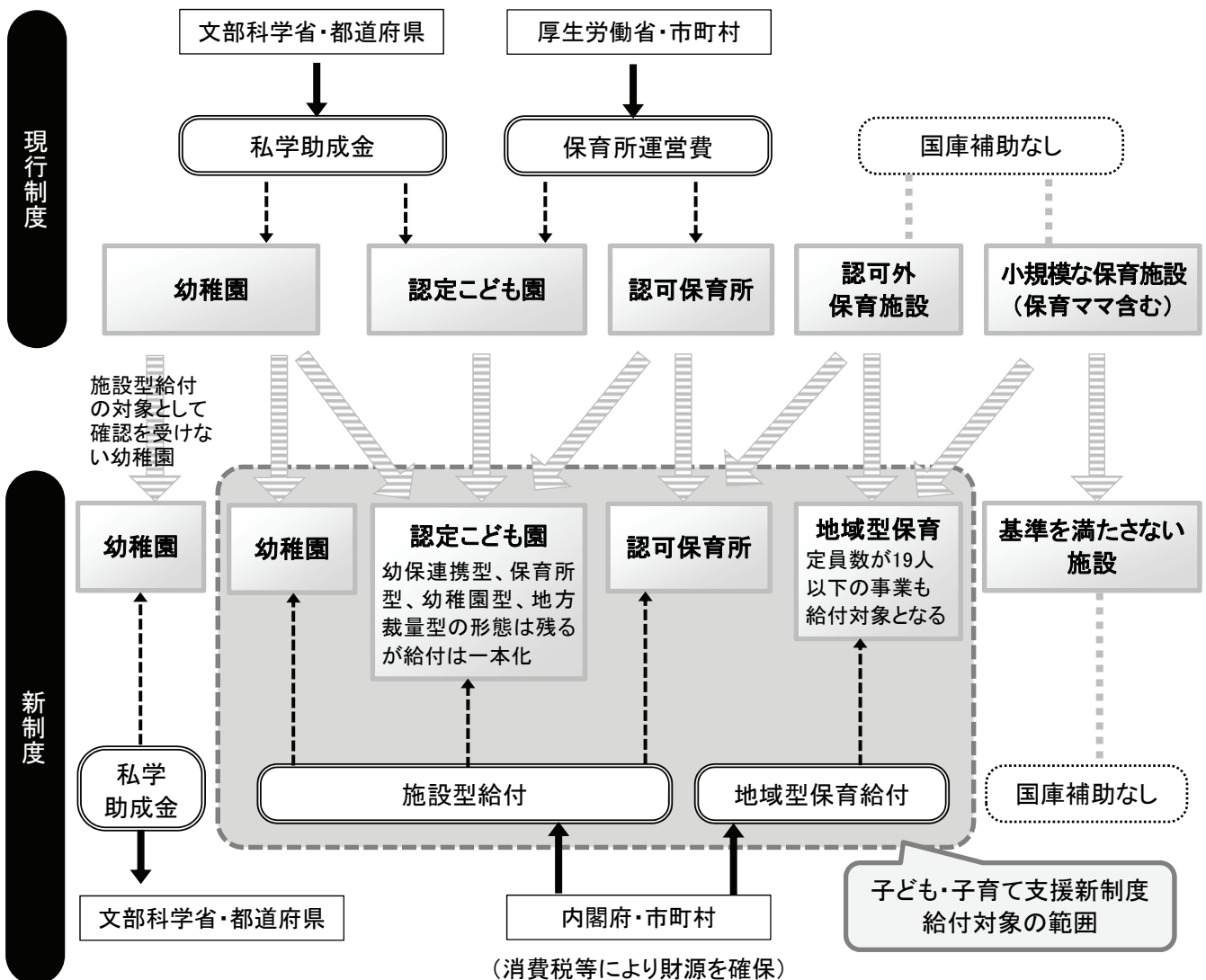
① 幼稚園・認可保育園・認定こども園の新制度への流れ

現行の幼稚園、保育園、認定こども園については、幼稚園が文部科学省管轄、認可保育所が厚生労働省管轄であり、財源も異なりましたが、新制度では施設型給付として財源が内閣府に一本化されます。

② 認可外保育施設及び小規模な保育等の新制度への流れ

現行の認可外保育施設及び小規模な保育等は、これまで国庫補助の対象とされていませんでしたが、新制度で地域型保育事業として基準を満たすと、地域型保育給付対象となり財政支援が新たに行われます。

図表 新制度のポイント「保育の量的拡大・確保」



(3) 新制度の全体像

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

① 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

◆ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表 地域型保育事業の構成

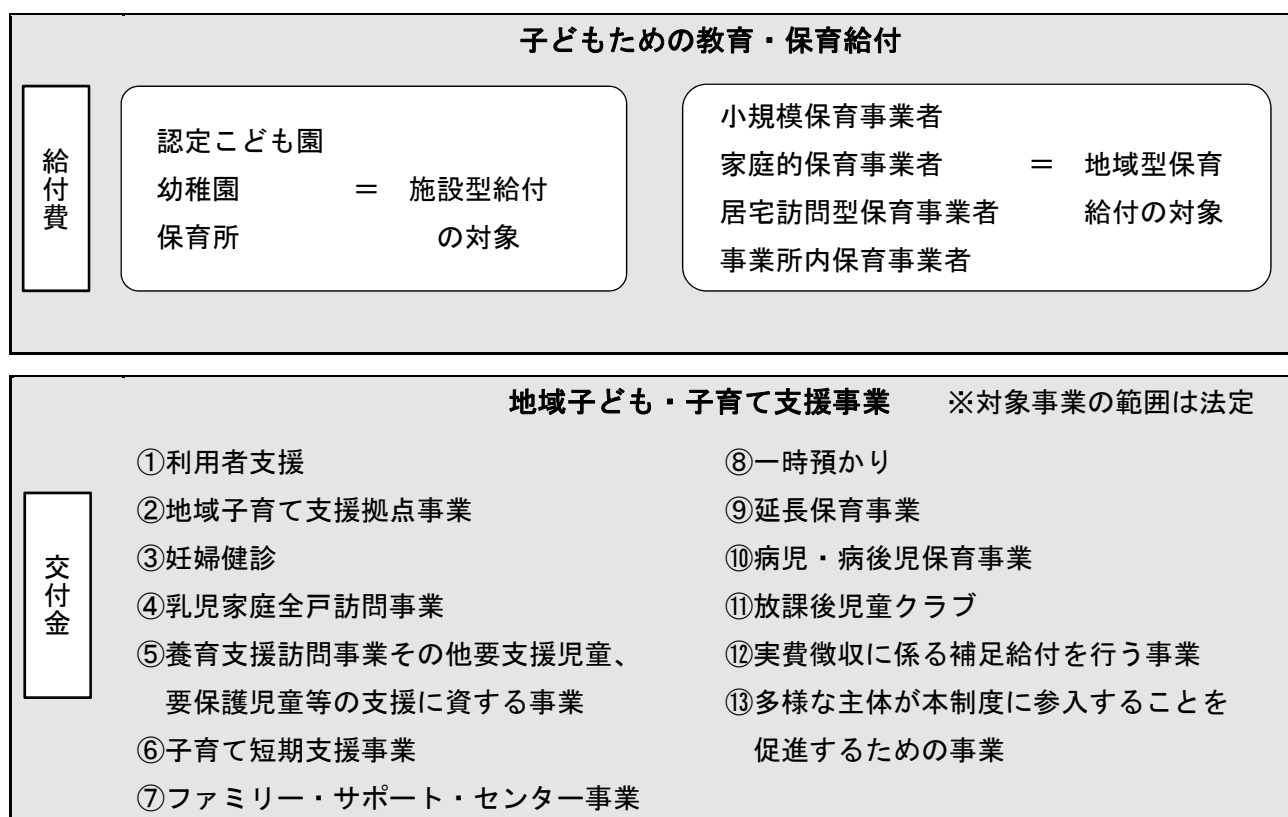
認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下			
	1人以上	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 （右に該当する場所を除く）	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)	

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、葉山町でも地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表 新制度の事業の全体像



※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2 保育認定について

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

① 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

② 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア、就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

イ、就労以外の事由

保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして町が定める事由

(2) 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア、保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用

（1日当たり最大11時間の利用。1月あたりの労働時間が120時間以上）

イ、保育短時間

主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

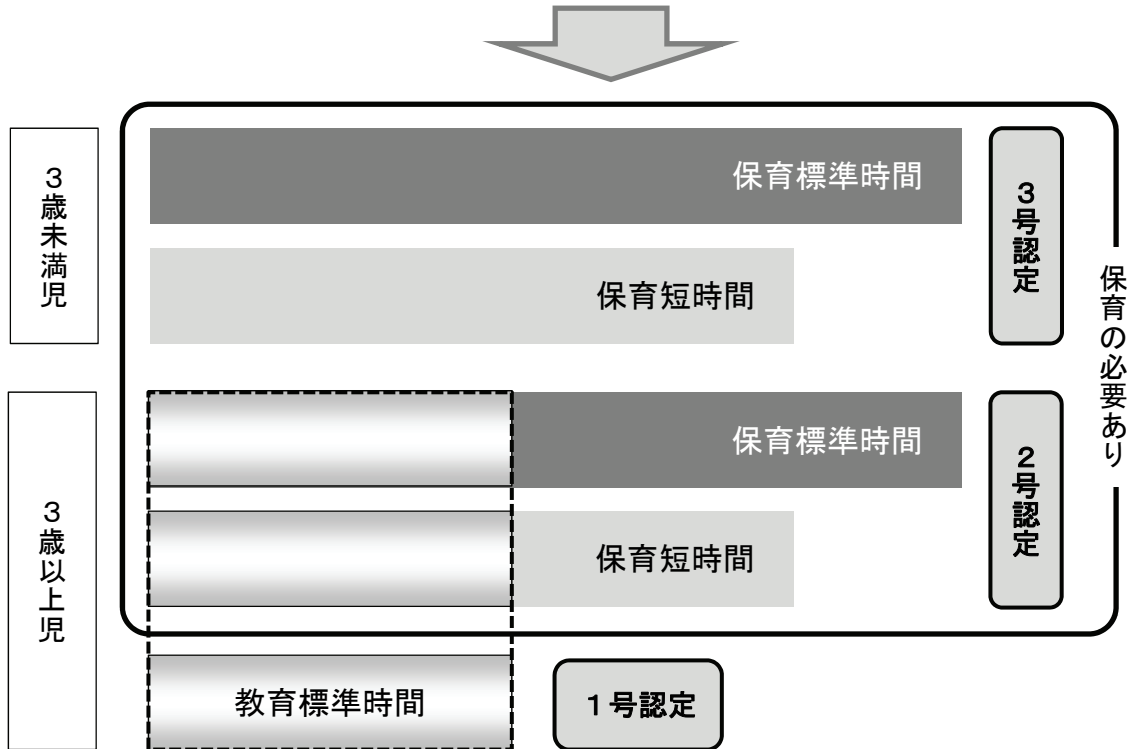
（1日当たり最大8時間の利用。1月あたりの労働時間が64時間以上120時間未満）

(3) 優先利用

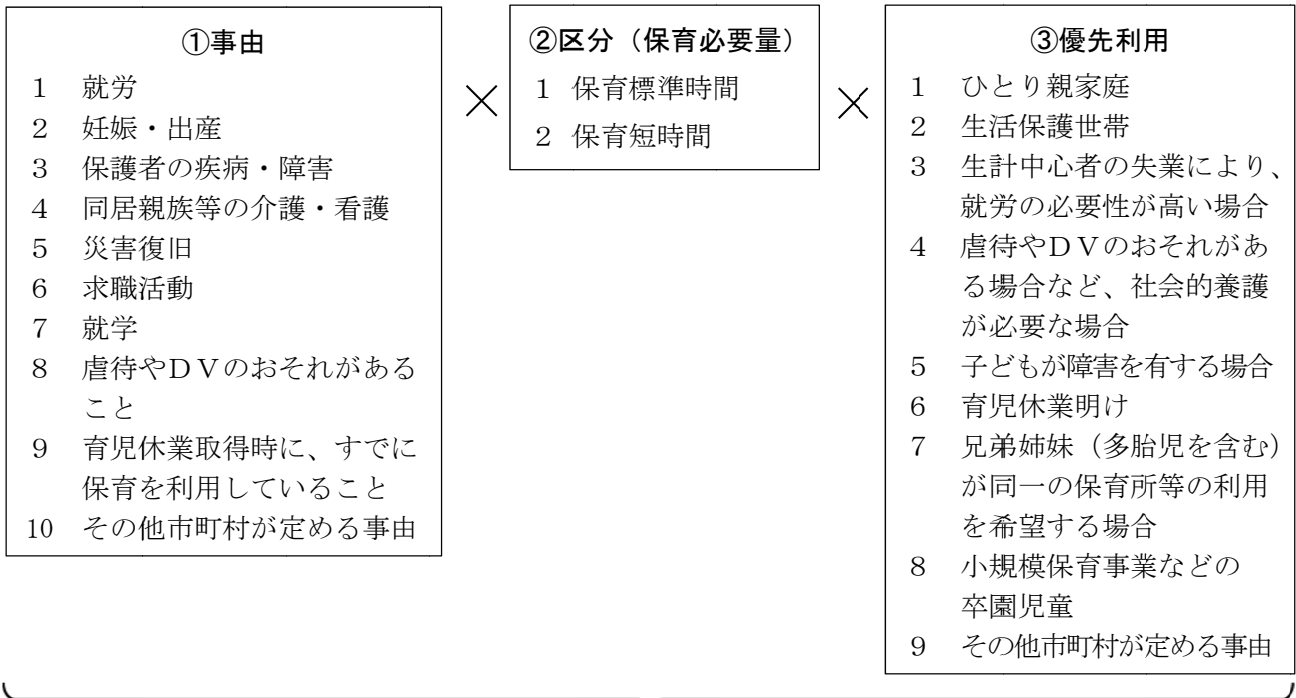
ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

図表 保育の必要量の認定

新制度における公的保育の対象＝保育を必要とする児童
(「保育標準時間」認定の児童+「保育短時間」認定の児童)



図表 保育の必要性の認定



保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ			
＜保育標準時間＞			
Aグループ（10点）	○○	○○	計X人
	□□	□□	
		
Bグループ（9点）	△△	△△	計Y人
	□□	○○	
		
※保育短時間も同様			

(2) 葉山町の保育認定基準

保育の必要性の認定について、葉山町の就労の下限時間を定める規則は、次のとおり平成26年10月27日に公布されています。

葉山町規則第15号

葉山町保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第20条第1項及び第3項（法第23条第3項又は第5項において準用する場合も含む。）の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。

(保育の必要性の認定基準)

第2条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「令」という。）

第1条第1号に規定する市町村が定める時間は、64時間とする。

(保育必要量の認定の区分)

第3条 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの保護者（令第1条第1号に該当するものに限る。）に係る保育必要量の認定は、次の各号に掲げる1月当たりの労働時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を限度として行うものとする。

(1) 120時間以上 平均275時間（1日当たり11時間）

(2) 64時間以上120時間未満 平均200時間（1日当たり8時間）

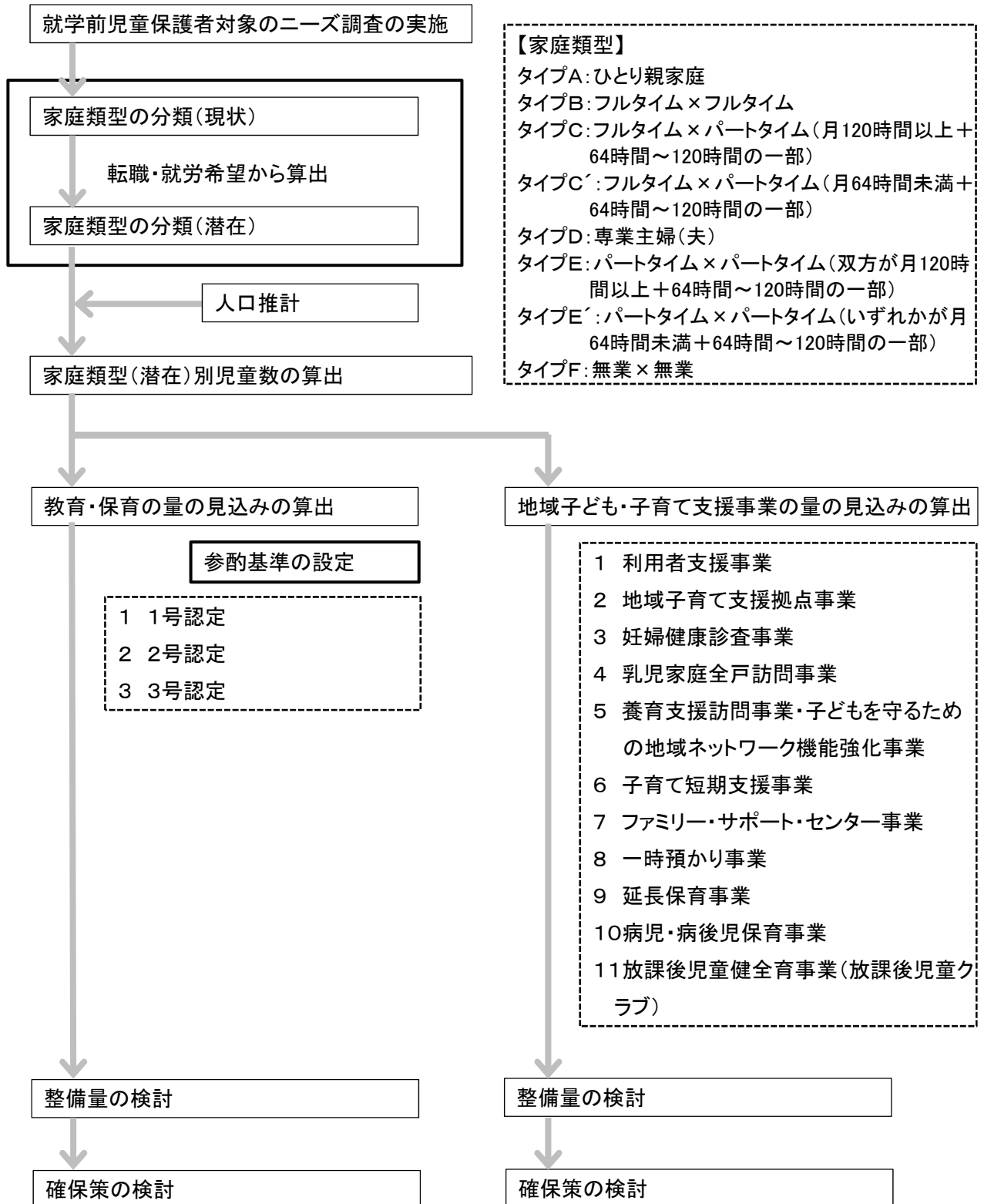
附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに、次の手順で推計します。

図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



4 家庭類型（現状・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は、就学前児童保護者に実施したニーズ調査の結果から算出しています。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

（1）家庭類型（現状）の算出

就学前児童保護者対象のニーズ調査の両親の就労形態等の項目より現状の家庭類型別割合を算出します。結果は次のとおりです。

図表 家庭類型（現状）の割合

タイプA	ひとり親家庭	3.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	18.5%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間～120時間の一部)	7.7%
タイプC ⁺	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+64時間～120時間の一部)	9.1%
タイプD	専業主婦（夫）	60.4%
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)	0.2%
タイプE ⁺	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.0%
タイプF	無業×無業	0.4%

（2）家庭類型（潜在）の算出

家庭類型（現状）に、就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映させて家庭類型（潜在）を算出します。結果は次のとおりです。

図表 家庭類型（潜在）の割合

タイプA	ひとり親家庭	3.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	21.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間～120時間の一部)	11.0%
タイプC ⁺	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+64時間～120時間の一部)	16.3%
タイプD	専業主婦（夫）	47.2%
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)	0.2%
タイプE ⁺	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.0%
タイプF	無業×無業	0.4%

5 人口推計

計画期間における人口（推計児童数）は次のとおりです。
推計児童数は、住民基本台帳の人口実績データから算出しています。

(人)

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	201	192	183	174	174
1～2歳	465	444	424	403	403
3～5歳	872	846	825	798	784
0～5歳 小計	1,538	1,482	1,432	1,375	1,361
6～8歳	910	910	913	913	873
9～11歳	1,050	1,053	1,060	1,063	1,048
6～11歳 小計	1,960	1,963	1,973	1,976	1,921
合計	3,498	3,445	3,405	3,351	3,282

6 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町では、この教育・保育提供区域を町全域で1区域と定めます。これにより、通勤途上等居住エリアを超えた施設利用のニーズなどに柔軟に対応していきます。なお、区域内で特定のエリアに事業が偏在することのないよう配慮して、基盤整備を行っていくこととします。

7 教育・保育及び地域型保育事業

(1) 1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

- 現在、町内にある私立幼稚園は5か所です（平成27年度変更なし）。

(確保方策)

- 幼稚園を希望する保護者が多いことに配慮しつつ、幼稚園の認定こども園への移行を推進します（平成29年度から移行開始、平成31年度までに3か所）。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	541	525	512	495	486
1号認定	541	525	512	495	486
②確保方策	945	945	930	915	900
認定こども園(幼稚園型)	—	—	90	285	445
施設数(か所)	—	—	1	2	3
確認を受けない幼稚園	945	945	840	630	455
施設数(か所)	5	5	4	3	2
②－①	404	420	418	420	414

(参考)

- 平成26年度に町内在住者で幼稚園（町内・町外）を利用している3～5歳の人数は、606人です。

(2) 2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

- 2号認定については基本的に保育施設（施設型給付）で対応していきますが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園の認定こども園の移行にも取り組んでいきます。
- 平成26年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が2か所、認定保育施設（認可外で県の基準を満たすもの）が2か所です。
- 平成27年度には、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

（確保方策）

- 幼稚園の認定こども園への移行を推進し、1園あたり15人の2号認定子どもの受入れを目指します（平成29年度から移行開始、平成31年度までに3か所）。
- 町内の保育施設の認可化を進めるなど認可保育所を整備します（平成29年度までに6か所整備、うち1ヶ所は小規模保育施設からの移行）。

【年度別見込量】

（単位：人）

	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	289	281	274	266	260
2号認定(教育ニーズ)	81	79	77	75	73
2号認定(その他)	208	202	197	191	187
②確保方策	165	165	243	258	273
認定こども園(幼稚園型)	—	—	15	30	45
施設数(か所)	—	—	1	2	3
認可保育所(公立)	60	60	60	60	60
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	105	105	168	168	168
施設数(か所)	3	3	5	5	5
②-①	-124	-116	-31	-8	13

（参考）

- 平成26年度に町内在住者で認可保育所（町内・町外）を利用している3～5歳の人数は、155人です。

(3) 3号認定（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

- 3号認定については基本的に保育施設（施設型給付）で対応していきませんが、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）にも取り組みます。
- 平成26年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が2か所、認定保育施設（認可外で県の基準を満たすもの）が2か所です。
- 平成27年度には、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

(確保方策)

- 町内の保育施設の認可化を進めるなど認可保育所を整備します（平成29年度までに6か所整備、うち1ヶ所は小規模保育施設からの移行）。
- 家庭的保育事業（保育ママ）を実施します（平成27年度に検討、平成28年度に養成開始、平成29年度から実施予定）。
- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	184	176	168	159	159
3号認定	184	176	168	159	159
②確保方策	129	129	157	167	177
認可保育所(公立)	40	40	40	40	40
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	70	70	107	107	107
施設数(か所)	3	3	5	5	5
小規模保育事業	19	19	0	0	0
事業者数(か所)	1	1	—	—	—
家庭的保育事業	0	0	10	20	30
人数(数)	—	—	2	4	6
②-①	-55	-47	-11	8	18

【年度別見込量・内訳】

(0歳)

(単位：人)

	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	37	36	34	32	32
3号認定(0歳)	37	36	34	32	32
②確保方策	26	26	34	36	38
認可保育所(公立)	5	5	5	5	5
認可保育所(私立)	18	18	27	27	27
小規模保育事業	3	3	0	0	0
家庭的保育事業	0	0	2	4	6
②－①	-11	-10	0	4	6

(1～2歳)

(単位：人)

	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	147	140	134	127	127
3号認定(1～2歳)	147	140	134	127	127
②確保方策	103	103	123	131	139
認可保育所(公立)	35	35	35	35	35
認可保育所(私立)	52	52	80	80	80
小規模保育事業	16	16	0	0	0
家庭的保育事業	0	0	8	16	24
②－①	-44	-37	-11	4	12

(参考)

- 平成26年度に町内在住者で認可保育所（町内・町外）を利用している0～2歳の人数は、100人です。

(4) 保育利用率

- 3号認定については、「保育利用率」（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）の各年度の目標値を定めることとされています。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$$

- 満3歳未満の子どもの全体数に占める3号認定の量の見込み（27.6～27.7%）を、各年度の保育利用率の目標に設定します。

(保育利用率の目標設定)

(単位：人)

	平成26年度 (参考)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
満3歳未満の 子どもの数(①)	708	666	636	607	577	577
3号認定の 利用定員(②)	100	129	129	157	167	177
3号認定の 量の見込み(③)	—	184	176	168	159	159

※ 平成26年度は認可保育所を利用している人の数。

(単位：%)

	平成26年度 (参考)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率 (②/①)	14.1	19.4	20.3	25.9	28.9	30.7
保育利用率目標 (③/①)	—	27.6	27.7	27.7	27.6	27.6

(5) 特別な支援が必要な子ども

- 平成26年度に町立の療育施設（たんぼぼ教室）を利用している未就学児は31名です。そのうち、21名が幼稚園・保育施設も利用しています。
- 特別な支援が必要な子どもについては、すでに幼稚園・保育施設と連携して、日ごろから情報共有を進めています。引続き、教育・保育の利用を希望した場合に円滑な受入れができるように、施設・事業者との連携を深めていきます。

(6) 平成27年度の町内施設の利用定員予定（参考）

○ 平成27年度の町内施設の利用定員は、次のとおり予定しています。

（単位：人）

分類	施設名	定員	年齢内訳					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立保育所	A	100	5	17	18	20	20	20
	小計	100	5	17	18	20	20	20
私立保育所	B	85	10	12	15	16	16	16
	C	30	2	2	5	7	7	7
	D	60	6	9	9	12	12	12
	小計	175	18	23	29	35	35	35
小規模保育施設	E	19	3	5	11			
	小計	19	3	5	11			
私立幼稚園	F	105				35	35	35
	G	210				70	70	70
	H	140				40	45	55
	I	315				105	105	105
	J	175				55	60	60
	小計	945				305	315	325
合計		1,239	26	45	58	360	370	380

8 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- 地域の取組内容によって、「子育てコーディネーター」「保育コンシェルジュ」などと呼ばれています。

(確保方策)

- すでに子育て支援センターで同様の事業が行われていることをふまえ、当面は子育て支援センターで対応することとします。
- また、平成27年度以降によりよい事業の実施形態の検討を行います。

【年度別見込量】

(単位：か所)

	平成26年度	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1

(参考：子ども・子育て会議での主な意見)

- 葉山は転入者が多いので、実施してほしい内容の事業である。
- 町役場には必ず行く機会があるので、機能は町役場においた方が効果的ではないか。
- いろいろなタイプの親がいることをふまえ、子育て支援センターは地域の資源の一つと考え、情報提供や相談の機能は町役場においた方がよいのではないか。

(2) 地域子育て支援拠点事業

- 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 子育て支援センターのひろば事業などが想定されています。

(確保方策)

- 子育てひろば事業を実施する場所の数を確保方策とします。
- 現在、子育て支援センターと児童館・青少年会館でひろば事業が行われていますが、平成27年度以降、よりよい実施形態の検討を行います。

【年度別見込量】

(単位：人回／月)

	平成26年度	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み		1,783	1,703	1,625	1,545	1,545
②確保方策(か所)	8	8	8	8	8	8
地域子育て支援 拠点事業	1	1	1	1	1	1
その他	7	7	7	7	7	7

(参考：ニーズ調査結果)

- 子育て支援センターを利用している人が33.8%、児童館・青少年会館のひろばを利用している人が37.1%となっています(複数選択可)。

(参考：子ども・子育て会議での主な意見)

- 子育て支援センターと児童館で実施しているひろばの内容に差があることをふまえ、児童館の体制をより充実してもよいのではないかと。
- 住んでいる場所によって子育て支援センターが利用しづらい人もいますので、他の地域にも子育て支援の拠点になる場所が必要ではないかと。

(3) 妊婦健康診査事業

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(確保方策)

- 従来から行われている事業ですが、平成27年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人回)

	平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	2,490	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
②確保方策	2,490	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(確保方策)

- 従来から行われている事業ですが、平成27年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	228	201	192	183	174	174
②確保方策	228	201	192	183	174	174

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

- 「養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業」と「要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業」です。
- 葉山町では、それぞれ「養育支援家庭訪問事業」及び「児童相談事業」という名称で、事業を実施しています。

(確保方策)

- 従来から行われている事業ですが、平成27年度以降も着実に事業を実施します。
- 「養育支援訪問事業」では、理学療法士等の派遣や養育支援員による訪問を実施します。
- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域連絡協議会の連携強化をはかるほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	70	70	70	70	70	70
②確保方策	70	70	70	70	70	70

※ 数値目標の設定が可能な「養育支援訪問事業」のみ記載しています。

(6) 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

(確保方策)

- 事業の実施を予定していませんが、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

【年度別見込量】

(単位：人日)

	平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(確保方策)

- 毎年度、のべ100人日（利用回数）を増やし、量の見込みに合う提供体制を整えます（平成27年度から開始し、平成31年度に目標達成）。
- 支援会員を養成するほか、依頼会員と支援会員のマッチングに取り組みます。

【年度別見込量】

(単位：人日)

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	968	1,412	1,412	1,417	1,417	1,355
②確保方策	968	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
②-①	0	-412	-312	-217	-117	45

(参考：子ども・子育て会議での主な意見)

- 依頼会員の数は年々増えているが、支援会員として活動できる人は限られている。
- ボランティアであることを前提に考える必要がある。
- 依頼側としては支援会員が変わることには不安がある。

(8) 一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

(確保方策)

- 一時預かりを提供できる場所を増やします(平成27年度から開始し、平成31年度に目標達成)。
- 幼稚園では、すべての施設での預かり保育の実施を目指します。特に、長期休暇中の預かり保育に対応できる施設数を増やします。
- 保育所では、待機児童の状況(通常保育の受入れ状況)をふまえながら、提供できる施設数を増やします。

①幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

【年度別見込量】

(単位：人日)

	平成26年度	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み		5,842	5,668	5,527	5,346	5,252
②確保方策		4,000	4,000	4,600	5,200	5,800
②-①		-1,842	-1,668	-927	-146	548

②幼稚園以外の一時預かり

【年度別見込量】

(単位：人日)

	平成26年度	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み		5,548	5,306	5,073	4,830	4,822
②確保方策		2,265	2,905	3,545	4,185	4,825
一時預かり	人日	2,265	2,905	3,545	4,185	4,825
	か所	3	4	5	6	7
②-①		-3,283	-2,401	-1,528	-645	3

(参考：ニーズ調査結果)

- 不定期の教育・保育事業の利用希望について、利用したいが過半数を占めています。
- 利用目的は、「私用やりフレッシュ目的」が7割以上で最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が約6割となっています。

(9) 延長保育事業

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

(確保方策)

- 保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていきます。

【年度別見込量】

(単位：人)

		平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み		255	273	264	255	244	242
②確保方策	人	255	294	294	375	375	375
	か所	2	5	5	6	6	6
②－①		0	21	30	120	131	133

※平成26年度実績は4月1日現在

(10) 病児・病後児保育事業

- 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

(確保方策)

- 病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで一部実施されており、引続き継続します。
- 病児保育は平成27年度から検討を開始し、平成29年度からの受入れを目指します。受入れ施設は、1日あたり3人を目安とします（医療機関への併設を想定）。

【年度別見込量】

(単位：人日)

		平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み			369	356	344	330	327
②確保方策		15	15	15	765	765	765
病児保育 事業	人日	0	0	0	750	750	750
	か所	0	0	0	1	1	1
ファミリー・ サポート・ センター※	人日	15	15	15	15	15	15
②－①			-354	-341	421	435	438

※病時・緊急対応強化事業

(参考：ニーズ調査結果)

- 子どもが病気の際の対応について、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が47.5%、「利用したいと思わない」が52.5%となっており、意見が分かれています。
- 病児・病後児保育の望ましいと思う事業形態については、「保育所等に併設した施設」が72.4%、「小児科に併設した施設」が71.5%となっており、いずれも7割を超えています（複数選択可）。
- 病児・病後児保育を利用したくない理由としては、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が66.9%、「親が仕事を休んで対応する」が55.1%となっています（複数選択可）。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（確保方策）

- 平成27年度から徐々に供給量を拡大し、平成31年度に目標達成します。
- 2年に1ヶ所のペースで（平成27年度に1ヶ所、平成29年度に1ヶ所、平成31年度に1ヶ所）、学童クラブを新設することを目指します。
- 小4～小6の全面的な受入れは、平成29年度に開始することを目指します。
- 児童館の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、他のクラブの設置状況により実施方法の見直しを行うこととします。

【年度別見込量】

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度 （推計）	平成28年度 （推計）	平成29年度 （推計）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）
①量の見込み		337	338	340	340	330
小学1～3年		197	197	198	198	190
小学4～6年		140	141	142	142	140
②確保方策		210	210	320	320	360
登録児童数		210	210	320	320	360
②－①		-127	-128	-20	-20	30

（参考）

- 放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）については、放課後児童クラブの設置状況をふまえながら実施検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※ 量の見込み、確保方策を示さない事業です。

(対応案)

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

※ 量の見込み、確保方策を示さない事業です。

(対応案)

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるように必要に応じた事業実施に努めます。

9 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知していきます。
- 教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることをふまえ、特に幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。

10 教育・保育施設等の連携の推進方策

- 認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。
- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。

11 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な情報提供や相談を行います。

12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する県との連携

- 児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

13 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

